

報告第4号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標に 係る事業報告書及び業務の実績に関する評価について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第29条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターから、別添のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの第2期中期目標に係る事業報告書の提出があったので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

併せて、同法第30条第3項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会から、別添のとおり地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの第2期中期目標の期間における業務の実績に関する評価の報告があつたので、同条第5項の規定により、これを本議会に報告する。

平成27年9月11日

鳥取県知事 平井伸治